

# データマーケティングを活用した徳島県への誘客キャンペーン実施業務 委託仕様書

## 1 業務名

データマーケティングを活用した徳島県への誘客キャンペーン実施業務

## 2 業務目的

観光分野におけるデータマーケティングの重要性が高まる中、OTAとタイアップし、各社の強みや保有するマーケティングデータを活用した誘客キャンペーンを実施することで、県外からの誘客を促進し、県内宿泊者数の増加及び県内観光消費額の増加を図る。

## 3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月17日（水）まで

## 4 委託上限額

金32,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 委託業務の内容

### (1) 誘客キャンペーンの企画・実施運営

データマーケティングを活用した徳島県への誘客キャンペーンの企画や実施運営等に関する一切の業務を委託する。なお、企画提案にあたっては次の点に留意すること。

- ア 提案者が保有するマーケティングデータに基づき、誘客ターゲットやテーマを設定すること。
- イ 徳島県が推進するアウトドア観光※を周知・推進し、実際に利用促進につながる内容を盛り込むこと。
- ウ 誘客の目標設定を行うこと。また、目標設定に対する効果検証を行うこと。
- エ 誘客にあたり、県内宿泊者数や県内観光消費額を増加させるための工夫を行うこと。
- オ キャンペーン実施期間は令和8年9月から令和9年2月までの任意の期間とすること。
- カ 委託額のうち、原則としてプロモーション経費を10,000千円、クーポン原資を22,500千円を上限として設定するが、クーポン原資については後述のとおりとする。

### (2) クーポンの発行及び割引の実施

(1)と連動し、企画提案者が運営するOTAサイト上で販売される徳島県内の宿泊を含む商品に対するクーポンの発行及び割引を実施する。なお、企画提案にあたっては次の点に留意すること。

- ア 宿泊クーポン原資額は、企画提案者が運営するOTAサイトにおける、徳島県への年間宿泊者数を基準に、受託者の間で案分するものとする。

※企画提案書の中に、令和7年（年間）の自社OTAサイトでの年間宿泊者数を必ず明記すること。

※受託者決定後にクーポン原資額を決定するため、契約締結額が 4 委託上限額 を上回る、または下回る可能性がある。

※年間宿泊者数は企画提案書の審査には影響しない。

イ (2) ア に記載の宿泊クーポン原資額のうち、2割を下限として、キャンペーン期間内に発行するダイナミックパッケージ商品専用の割引クーポン原資に充当すること。

ウ (2) ア 及び イ に記載の宿泊等クーポン以外に、1,000千円を下限として、アウトドア体験に関するクーポンも併せて発行すること。

エ クーポンの発行形態、割引率、最低利用金額、利用回数、予約期間・旅行期間などの詳細については、誘客効果が最大化するよう、また宿泊施設の稼働率の平準化に資するよう設計し、提案書に明記すること。なお、クーポンの種類によって、利用可能者を居住地で限定することは差し支えない。

ウ クーポンの利用実績（利用枚数、割引額合計、利用者数、予約/旅行期間、利用者の属性、消費額など）を詳細に把握し、県に定期的に報告すること。

オ 割引クーポンの利用実績に基づく割引額を、業務完了後に実績に応じて精算するものとする。

#### ※アウトドア観光

主に山、川、海、森林等の自然の中で行われるレクリエーションやアクティビティを目的とした観光で、非日常的な体験や身体的な活動を楽しむこと。

## 6 事業条件

事業の実施にあたっては、次に掲げた条件に基づき業務を行うこと。

ア 徳島県内の観光資源全般に広範かつ深い知識と経験を有するとともに、観光関連事業者と総合的に企画調整ができる者を本事業の担当者として配置すること。

イ 円滑な事業執行のため、徳島支社や地区担当者が在籍し、徳島県内への誘客についての取組実績があること。

## 7 成果報告

事業終了後、令和9年3月17日（水）までに、以下の成果品等を提出すること。

ア 業務に関して作成した全ての成果品（企画提案資料、実施報告書）電子データ一式

イ A4版カラー印刷した事業実施報告書 1部

## 8 その他

ア 事業の実施にあたっては、発注者と事前に十分協議を行いながら進めること。本業務仕様書の定めのない事項についても、発注者と協議するものとする。

イ 発注者及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者において必要な対応を行う。